

総 税 都 第 3 4 号  
平成 2 6 年 6 月 1 3 日

各 都 道 府 県 知 事 殿

総 務 大 臣

地方税法の施行に関する取扱いについて（道府県税関係）  
の一部改正について

平成 2 6 年 3 月 3 1 日に公布された地方税法等の一部を改正する法律（平成 2 6 年法律第 4 号）において国際課税原則の総合主義から帰属主義への見直しが行われました。これに伴い外国法人の法人住民税について外国税額控除の控除限度額等の細目を定めるほか所要の規定の整備を行う地方税法施行令の一部を改正する政令（平成 2 6 年政令第 2 1 2 号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成 2 6 年総務省令第 5 3 号）が平成 2 6 年 6 月 1 3 日にそれぞれ公布され、いずれも平成 2 8 年 4 月 1 日から施行されることとされました。

これに伴い、「地方税法の施行に関する取扱いについて（道府県税関係）」（平成 2 2 年 4 月 1 日総税都第 1 6 号総務大臣通知）を下記のとおり改正しますので、貴職におかれましては、適切に対処されるようよろしくお願いします。

なお、本通知は地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 5 条の 4（技術的な助言）に基づくものです。

#### 記

「地方税法の施行に関する取扱いについて（道府県税関係）」について、別添新旧対照表のように改正する。

本通知による改正後の第 2 章の規定は平成 2 8 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度分の法人の道府県民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の道府県民税について、第 3 章の規定は平成 2 8 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用する。